

ベンチャー企業中部圏商談会出展支援事業実施要領

1. 事業の目的

人口減少・高齢化、国内外の競争の激化、地域経済の低迷等の構造変化が進展する中で、本県地域経済の持続的発展を図るためには、県内雇用の約 8 割を担う中小企業・小規模事業者(以下「事業者」という。)の需要を見据えた経営の促進が重要であり、そのためには、販路開拓や取引拡大などの売上向上に資する取組みが必要不可欠です。

本事業は、事業者の従業員の賃上げ、正規雇用化、無期雇用化、その他従業員の実質的な収入増を伴う福利厚生充実等の処遇改善を目的とし、処遇改善の原資とするため、販売力強化に意欲的な中小企業・小規模事業者の販路開拓・取引拡大の取組みを支援し、収益向上を図るものです。

2. 事業実施期間

平成 27 年 3 月 30 日から平成 27 年 12 月 31 日

3. 事業の内容

本事業は、福岡県から委託を受けた福岡県商工会連合会とフクオカベンチャーマーケット(以下「FVM」という。)協会が協力して実施するもので、従業員の処遇改善を宣言する事業者(以下「取組事業者」という。)が行う展示商談会への出展による販路開拓・取引拡大の取組みを支援します。

また、FVM協会のコーディネーター等が取組事業者の取組みを一体となって支援することを前提として、具体的には以下の事業を実施します。

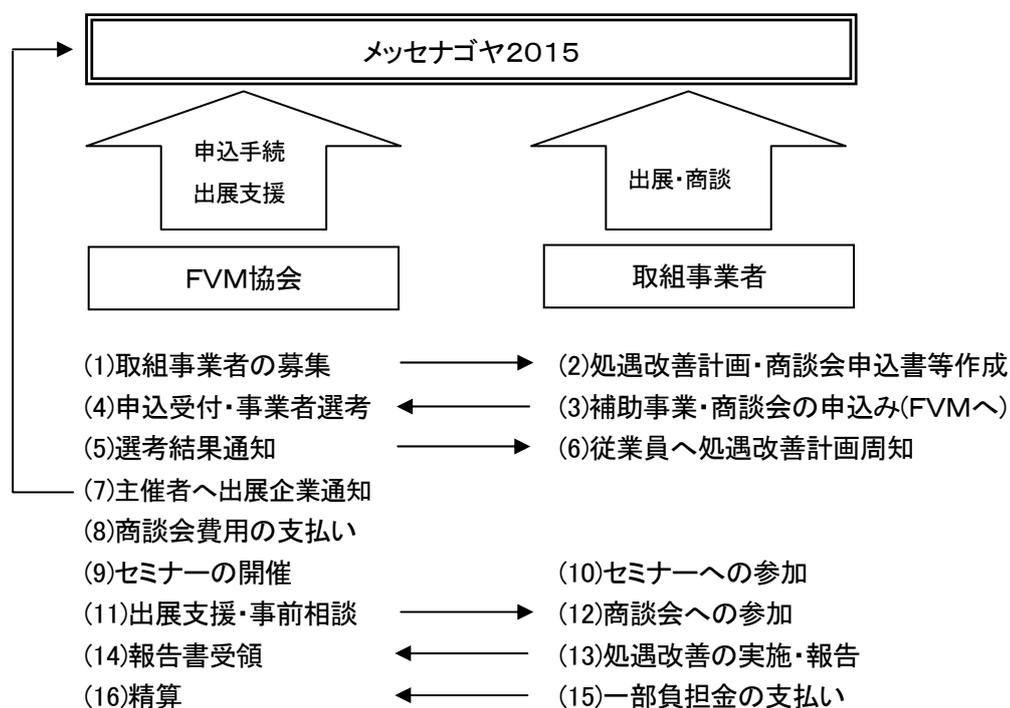
(1) 事前セミナー開催

- 取組事業者を対象として、出展にあたっての留意点、取組みのポイント(商談のしかた、ブース装飾、パッケージづくりなど)、販路開拓の考え方などをテーマとしたセミナーを開催します。
- 合同出展のための事前セミナー(2 回程度)の開催を予定しています。

(2) メッセナゴヤ 2015 への合同出展支援

- 愛知県で開催される「メッセナゴヤ 2015」にFVM協会が集合ブースを準備し、出展者(10 社程度)を募集します。
- 主催者との調整、ブース装飾、広報用のパンフレット作成等はFVM協会が担当しますので、取組事業者はそのブース内での展示や商品管理、運搬手配などを行ってまいります。
- 取組事業者個々の支援については、可能な限りFVM協会コーディネーター等が随行して行きます。
- 出展にかかる費用のうち、出展料、装飾費・会場運営費(全体ブースにかかる分)、全体パンフレット作成費はFVM協会が負担します。
- 商品や機材の運搬費については、一定の基準に基づく上限額までを事務局にて負担しますが、一定に金額を超える部分は取組事業者の負担となります。
- 取組事業者の人件費・旅費(セミナー含む)については、全額事業者負担となります。

4. 事業のスキーム



5. 取組事業者の応募条件

(1) 次の全ての要件を満たす者が対象となります。

- ① FVMでプレゼンテーションをしていること。または、メッセナゴヤ2015開催までに登壇することができること。
- ② 福岡県内に事業所のある中小企業・ベンチャー企業であること。
- ③ 従業員(パート・アルバイト含む、専従者は不可)を雇用していること。
- ④ 処遇改善宣言(下記参照)を行うこと。
- ⑤ 事業の取り組みにあたり、FVM協会コーディネーター等の支援を受けること。

(2) 処遇改善宣言

- ① 展示商談会への出展の成果に応じ、従業員に対する処遇改善を行う旨の内容(処遇改善計画)を宣言すること。

<処遇改善計画の例>

- ・ 商談成約による売上見込額の○%を一時金(ボーナス)として支給します。
- ・ 従業員の賃金を○%アップします。
- ・ ○○手当を新設します。(または)○○手当を○%増加します。
- ・ パート・アルバイトのうち○名を正社員として登用します。

- ② 処遇改善計画は従業員に必ず周知すること。
- ③ 処遇改善内容(結果)の公表に同意すること。また、可能な限り展示商談会の結果も公表すること。
ただし、営業上の秘密にあたるなど困難な場合はこの限りではありません。
- ④ 事業実施結果についてのアンケート(成果報告書)を提出すること。
アンケートの提出は、出展3か月後、6か月後の計2回とします。
ただし、3か月以内に処遇改善が実施された場合は、その報告をもって完了とします。
- ⑤ 前回の採択者が再応募する場合は、前回の処遇改善に加えて、新たに処遇改善を行うこと。

6. その他、事業実施上の留意点

- (1) 展示商談会へ不参加となった場合のキャンセル料については、取組事業者の負担となります。
- (2) 書類の提出期限を守らない、セミナーへの不参加など、非協力的な場合は、出展をお断りすることもあります。その場合のキャンセル料についても、取組事業者の負担となります。
- (3) 所得促進税制等、同一の対象(従業員)に対する国・県等の同様の支援の重複利用は不可とします。
「(別表)雇用関係施策の重複利用可否一覧」を参考。
- (4) 本要領に定めのない事項については、福岡県商工会連合会と協議の上、別に定めることとします。

7. お問い合わせ先

フクオカベンチャーマーケット協会(事務局:福岡県商工部中小企業振興課新事業展開支援室)

Tel: 092-643-3449、Fax: 092-643-3427、E-Mail: ven@fvm-support.com

(別表) 雇用関係施策の重複利用可否一覧

事業名		可否	理由	
雇用調整助成金	雇用調整助成金	△	雇用調整助成金は賃金助成の他に教育訓練費も助成するため、当該訓練費が本プロセスの事業費(委託費)と重複する可能性があることから、この場合は併給調整。	
労働移動支援助成金	再就職支援奨励金	—		
	受入れ人材育成支援奨励金	△		
高齢者雇用安定助成金	高齢者活用促進コース	×		
	高齢者労働移動支援コース	○		
特定求職者雇用開発助成金	特定就職困難者雇用開発助成金	○		
	高齢者雇用開発特別奨励金	○		
	被災者雇用開発助成金	—		
トライアル雇用奨励金		○		
障害者トライアル雇用奨励金	障害者トライアル雇用奨励金	—		
	障害者短時間トライアル雇用奨励金	—		
地域雇用開発助成金	地域雇用開発奨励金	△	本プロセスの事業費で設置・整備した施設・設備について助成内容が重複する可能性がある。	
	沖縄若年者雇用促進奨励金	—		
通年雇用奨励金		△	本プロセスの事業費で職業訓練を実施した場合、助成内容が重複する可能性がある。賃金助成は併給可。	
均衡待遇・正社員化推進奨励金		×		
両立支援助成金	子育て短期時間勤務支援助成金		—	
	事業所内保育施設設置・運営等助成金		—	
	ポジティブ・アクション能力アップ助成金		△	賃金助成は、本プロセスの事業費の重複がないため併給可能だが、訓練助成は、本プロセスの事業費の重複が考えられるため併給調整。
	中小企業両立支援助成金	中小企業両立支援助成金(代替要員確保コース)	—	
		中小企業両立支援助成金(休業中能力アップコース)	—	
		中小企業両立支援助成金(継続就業支援コース)	×	
		中小企業両立支援助成金(期間雇用者継続就業支援コース)	△	職場復帰した育児休業者に対し継続就労支援を行ったことに対する助成金であり、助成内容は、賃金引き上げ等の処遇を改善する目的でないため、本プロセスの事業費の重複が考えられず併給調整対象外。正社員復帰加算は、事業費が重複する可能性がある。
人材確保等支援助成金	建設労働者確保保育成助成金	認定訓練コース(経費助成)	×	
		認定訓練(賃金助成)	—	
		技能実習コース(経費助成)	×	
		技能実習コース(賃金助成)	—	
		雇用管理制度コース(整備助成)	×	
		若年者に魅力ある職場づくり事業コース	×	
		建設広域教育訓練コース(推進活動経費助成)	×	
		建設広域教育訓練コース(施設設置等経費助成)	×	
		建設広域教育訓練コース(施設設置等経費助成)	—	
		新分野教育訓練コース(経費助成)	×	
		新分野教育訓練コース(賃金助成)	—	
		作業員宿舎等設置支援コース	—	
	中小企業労働環境向上助成金	団体助成コース	×	
個別中小企業助成コース		△	雇用管理制度導入に係る費用の助成については、助成内容が重複する可能性がある。また、介護福祉機器等導入に係る費用の助成については、導入機を使用するための研修など、助成内容が重複する可能性がある。	

キャリアアップ助成金	正規雇用等転換コース	○		
	人材育成コース	△	賃金に係る助成は本プロセスの事業費と重複せず併給可能だが、訓練助成は、本プロセスの事業費の重複が考えられるため併給調整。	
	処遇改善コース	△	賃金を増額した場合に対する助成であり、併給可能。ただし、職務評価を活用し賃金を増額した場合は助成内容と本プロセスの事業費の重複するため職務評価の加算額については併給調整。	
	健康管理コース	△	有期契約労働者等に法定外の健康診断制度を導入した場合は、助成内容と本プロセスと事業費が重複するため併給調整。	
	短時間正社員コース	○		
	短時間労働者の週所定労働時間延長コース	○		
キャリア形成促進助成金	一般型訓練	△	賃金助成は、本プロセスの事業費の重複がないため併給可能だが、訓練助成は、本プロセスの事業費の重複が考えられるため併給調整。	
	成長分野等人材育成コース	△		
	若年人材育成コース	△		
	グローバル人材育成コース	△		
	育休中・復職後等能力アップコース	△		
	中長期的キャリア形成コース	△		
	熟練技能育成・承継コース	△		
	認定実習併用職業訓練コース	△		
自発的職業能力開発コース	△			
障害者雇用促進助成金	障害者初回雇用奨励金 (ファースト・ステップ奨励金)	—		
	中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金	△	障害者の雇入れの促進のため施設整備に係る費用を助成するものであり、本プロセスの事業費の重複が考えられるため併給調整。	
	発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金	—		
	精神障害者等雇用安定奨励金	精神障害者雇用安定奨励金(専門家の活用)	△	雇入れ助成であり、本プロセスの事業費との重複が考えられる。
		精神障害者雇用安定奨励金(専門家の養成)	△	訓練にかかる助成であり助成内容が重複する可能性がある。
		精神障害者雇用安定奨励金(社内理解の促進)	△	訓練にかかる助成であり助成内容が重複する可能性がある。
		精神障害者雇用安定奨励金(ピアサポート体制の整備)	△	精神障害者の職場環境に係る助成であり、助成内容と本プロセスの事業費が重複する可能性がある。
		精神障害者雇用安定奨励金(代替要因の確保)	△	精神障害者の職場環境に係る助成であり、助成内容と本プロセスの事業費が重複する可能性がある。
精神障害者雇用安定奨励金(セルフケア)		△	訓練にかかる助成であり助成内容が重複する可能性がある。	
重度知的・精神障害者職場支援奨励金	△	雇入れ助成であり、本プロセスの事業費との重複が考えられる。		
障害者雇用納付金制度に基づく助成金	障害者作業施設設置等助成金	△	簡易な施設整備等を実施した場合に、本プロセスの事業費と助成内容の重複が考えられる。	
	障害者福祉施設設置等助成金	△	〃	
	障害者介助等助成金	△	雇用管理のための助成であり本プロセスの事業費と重複が考えられる。	
	職場適応援助者助成金	△	障害者の職場適用に係る助成であり、本プロセスの事業費と重複が考えられる。	
	重度障害者等通勤対策助成金、	△	〃	
	重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	△	施設整備の助成であり、本プロセスの事業費と重複が考えられる。	
	障害者能力開発助成金	△	障害者の訓練助成であり、本プロセスの事業費の重複が考えられる。	

介護労働環境向上奨励金		△	雇用管理制度導入に係る費用の助成については、助成内容が重複する可能性がある。また、介護福祉機器等導入に係る費用の助成については、導入機を使用するための研修など、助成内容が重複する場合がある。
成長分野等人材育成支援事業	成長分野等人材育成支援奨励金	×	
	震災関連人材育成支援奨励金	総合訓練コース	×
		OFF-JTコース	×
日本再生人材育成支援事業	非正規雇用労働者育成支援奨励金	△	賃金に係る助成は本プロセスの事業費と重複せず併給可能だが、訓練助成は、本プロセスの事業費の重複が考えられるため併給調整。
	正規雇用労働者育成支援奨励金	×	
	海外進出支援奨励金	×	
	被災地復興建設労働者育成支援奨励金	×	
	人材育成型労働移動支援奨励金(再就職コース)	△	賃金に係る助成は本プロセスの事業費と重複せず併給可能だが、訓練助成は、本プロセスの事業費の重複が考えられるため併給調整。
	人材育成型労働移動支援奨励金(出向コース)	△	賃金に係る助成は本プロセスの事業費と重複せず併給可能だが、訓練助成は、本プロセスの事業費の重複が考えられるため併給調整。
若年者人材育成・定着支援奨励金(若者チャレンジ奨励金)	訓練奨励金	×	
	正社員雇用奨励金	×	
受給資格者創業支援助成金		×	
広域団体認定訓練助成金		×	
認定職業訓練実施奨励金		×	
業務改善助成金		△	業務改善に係る制度助成であり、本プロセスの事業費と助成内容の重複が考えられる場合がある。

※ 可否欄について、 ×…併給調整 △…併給調整される場合がある ○…併給可 —…併給調整対象外